

大分県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年号外法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年号外国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の添付書類)

第2条 法第5条の3第1項の規定により、管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、公益財団法人マンション管理センター（以下、「センター」という。）が発行する事前確認適合証を添付する場合は、施行規則第1条の2第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる図書の添付を要しない。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新の申請について準用する。

(認定しない場合の通知)

第3条 知事は、計画の認定の申請が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（第1号様式）により、管理計画の認定を申請した者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6の認定の更新の申請及び法第5条の7の管理計画の変更の申請について準用する。

(報告の徴収)

第4条 法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等（第2号様式及び第3号様式）により行う。

(改善命令)

第5条 知事は、法第5条の9の規定により、改善命令をする場合は、改善措置命令書（第4号様式）により、認定管理者等に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 認定の申請をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取下げようとする場合は、取下げ届（第5号様式）により、知事に届け出るものとする。

なお、センターの管理計画認定手続支援サービスにより申請が行われた場合は、これに依らず支援サービスにより申請を取下げることができる。

(管理の取りやめ)

第7条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、取りやめ申出書(第6号様式)により、知事に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第8条 知事は、法第5条の10第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書(第7号様式)により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

第9条 認定申請をしようとする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び認定コード等を公表することができる。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

認定しない旨の通知書

〇〇第 号
年 月 日

申請者（認定管理者等） 様

大分県知事

下記の申請については、下記の理由によりマンションの管理の適正化に関する法律第5条の4第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者（認定管理者等） の住所	
3 申請に係るマンション の位置	
4 理由	

この処分不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは大分県知事となります。）この処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第2号様式（第4条関係）

〇〇第 号
年 月 日

（認定管理者等） 様

大分県知事

管理状況の報告について

下記の管理計画について、マンションの管理の適正化に関する法律第5条の8の規定により管理の状況について報告を求めます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係るマンションの位置	
4 報告を求める内容	
5 報告の提出期限	

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

大分県知事 殿

申請者（認定管理者等）

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

管理状況の報告について

年 月 日付け 第 号により報告を求められた事項について、大分県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要領第4条の規定により、次のとおり報告します。

1 報告を求められた事項

2 報告の内容

注) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

第4号様式（第5条関係）

改善措置命令書

〇〇第 号
年 月 日

(認定管理者等) 様

大分県知事

下記の管理計画について、マンションの管理の適正化に関する法律第5条の9の規定により改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係るマンションの位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは大分県知事となります。）この処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第6条関係）

取下げ届

年 月 日

大分県知事 殿

申請者（認定管理者等）

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

次の申請を取り下げたいので、大分県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要領第6条の規定により届け出ます。

1 申請年月日 年 月 日

2 申請に係るマンションの名称

3 申請に係るマンションの位置

4 取下げの理由

第6号様式（第7条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者（認定管理者等）

住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名（又は名称）

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、大分県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要領第7条の規定により申し出ます。

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
3. 認定に係るマンションの位置
4. 取りやめの理由

第7号様式（第8条関係）

認定取消通知書

〇〇第 号
年 月 日

(認定管理者等) 様

大分県知事

下記の管理計画について、マンションの管理の適正化に関する法律第5条の10第1項の規定により、認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

これにより認定通知書は効力を失います。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係るマンションの位置	
4 理由	

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは大分県知事となります。）この処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。